

ショートステイふたば 利用料金表 (1日)

併設型短期入所生活介護(Ⅱ) 多床室

※負担額割合は「介護保険負担割合証」にてご確認ください

介護度	サービス内容 単位(単位数)						利用者負担額(円)			食費 滞在費(円)			一日あたり利用料(円)		
	介護サービス費	機能訓練体制加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	サービス提供体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1割	2割	3割	段階	食費	滞在費	1割	2割	3割
要支援1	446	12	—	—	18	—	476	952	1,428	1段階	300	0	776	/	/
										2段階	600	370	1,446		
										3段階①	1,000	370	1,846		
										3段階②	1,300	370	2,146		
要支援2	555	12	—	—	18	—	585	1,170	1,755	1段階	300	0	885	/	/
										2段階	600	370	1,555		
										3段階①	1,000	370	1,955		
										3段階②	1,300	370	2,255		
要介護1	596	12	4	8	18	13	792	1,584	2,376	1段階	300	0	951	/	/
										2段階	600	370	1,621		
										3段階①	1,000	370	2,021		
										3段階②	1,300	370	2,321		
要介護2	665	12	4	8	18	13	720	1,440	2,160	1段階	300	0	1,020	/	/
										2段階	600	370	1,690		
										3段階①	1,000	370	2,090		
										3段階②	1,300	370	2,390		
要介護3	737	12	4	8	18	13	792	1,584	2,376	1段階	300	0	1,092	/	/
										2段階	600	370	1,762		
										3段階①	1,000	370	2,162		
										3段階②	1,300	370	2,462		
要介護4	806	12	4	8	18	13	861	1,722	2,583	1段階	300	0	1,161	/	/
										2段階	600	370	1,831		
										3段階①	1,000	370	2,231		
										3段階②	1,300	370	2,531		
要介護5	874	12	4	8	18	13	929	1,858	2,787	1段階	300	0	1,229	/	/
										2段階	600	370	1,899		
										3段階①	1,000	370	2,299		
										3段階②	1,300	370	2,599		
										4段階	1,445	855	3,229	4,158	5,087

下記加算は対象の方のみ算定となります

加算名	単位(単位数)	利用者負担額(円)			加算要件
		1割	2割	3割	
療養食加算	8 /回	8	16	24	医師の食事箋により療養食が提供された場合
生活機能向上連携加算	100 /月	100	200	300	訪問リハ事業所等のリハビリテーション専門職と連携して個別機能訓練の計画・見直し・評価を行った場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 /日	12	24	36	身体状況に応じた機能訓練を行った場合
緊急短期入所受入加算	90 /日	90	180	270	介護支援専門員が緊急に利用を必要と認め、居宅介護サービスに位置付けられていないサービスを行った場合
医療連携強化加算	58 /日	58	116	174	急変の予測、早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡が取れない等の場合における取り決め事前に行い受け入れた場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 /日	200	400	600	認知症の行動・心理症状が認められるため緊急な利用が必要と医師が判断し、受け入れた場合
若年性認知症利用者受入加算	120 /日	120	240	360	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
送迎加算	184 /片道	184	368	552	ご希望により、送迎を行った場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数				基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの総単位数に2.7%を乗じた単位数				基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ):1月あたりの総単位数に8.3%加算

☆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):1月あたりの総単位数に2.7%加算

☆長期利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する場合は上記の介護サービス費より1日につき30(単位)減額となります。

☆食事提供数により料金が異なります。食費(1日)内訳 朝食481円、昼食482円、夕食482円

・・介護保険負担限度額認定書証をお持ちの方は食事、滞在費が減額になります(1段階~3段階)

☆以下の場合は利用者の全額負担となります。

○ 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

・・連続して30日を超えた利用の場合、31日目は全額負担(食費・滞在費 含む)